四　講習を修了した者について、修了者台帳を作成し、講習を実施した日から、少なくとも十年間保存するものであること。

五　運転免許証その他の書類により、講習を受講しようとする者であることを確認するものであること。

六　初めて講習を修了した者に対して、運行管理者等指導講習手帳（以下「手帳」という。）を交付するものであること。

七　講習を修了した者の手帳（他の講習の実施者が交付したものを含む。）に講習を修了した旨の証明を行うものであること。

八　基礎講習を修了した者に対して、修了証明書を交付するものであること。

九　手帳を汚し、損じ、又は失った者等から、手帳の再交付の申請があったときは、手帳を交付するものであること。この場合において、受講履歴の証明の申請があったときは、第四号の規定により保存している修了者台帳の記録に基づき受講の証明を行うものであること。

十　受講者が所属する旅客自動車運送事業者からの修了試問の結果に関する照会に対して速やかに回答するものであること。

（準用）

第十条　第二条から前条までの規定は、運輸規則第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の規定により国土交通大臣が認定する運行の管理に関する講習について準用する。

（業務の改善）

第十一条　国土交通大臣は、講習の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、講習の実施者に対し、必要な措置をとることを求めることができる。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に基礎講習、一般講習又は特別講習の講師として選任されている者は、当分の間、それぞれ別表第一に掲げる講習の種類に応じ第六条第四号イ、ロ又はハの規定により講師として選任された者とみなす。

別表第一（第六条関係）

種類	実施者	講習項目	内容	時間
基礎講習	第一種講師、第二種講師又は専門講師	自動車運送事業に関する法令	道路運送法、運輸規則、道路運送車両法（昭和二十六年第百八十五号）、自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）その他関連する政令、省令、告示及び通達	四時間
		道路交通に関する法令	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）その他関連する政令、省令、告示及び通達	三時間
		運行管理の業務に関すること	運行管理者制度の趣旨及び内容並びに運輸規則に基づく運行管理の実務	四時間
		自動車事故防止に関すること	飲酒運転防止、労務管理、健康管理等に関する基礎知識	二時間
一般講習	第一種講師、第二種講師又は専門講師	自動車運転者の指導及び監督に関すること	運輸規則に基づく指導監督指針による運転者の指導及び監督の内容及び手法	二時間
		修了試問及び補習	講習の効果を判断するための修了試問及び所定の能力を有すると認められなかった者に対する補習	一時間
		自動車運送事業に関する法令	道路運送法、運輸規則、道路運送車両法、自動車事故報告規則その他関連する政令、省令、告示及び通達	五時間
		道路交通に関する法令	道路法、道路交通法、労働基準法その他関連する政令、省令、告示及び通達	
		運行管理の業務に関すること	最新の情報に基づく運行管理の実務	
		自動車事故防止に関すること	事故事例に基づく事故防止対策	
		自動車運転者の指導及び監督に関すること	最新の情報に基づく運転者の指導及び監督の内容及び手法	
		その他運行管理者として必要な事項	交通事故統計等による事故発生状況の把握等	
		修了試問及び補習	講習の効果を判断するための修了試問及び所定の能力を有すると認められなかった者に対する補習	二時間
特別講習	第二種講師又は専門講師	自動車運送事業及び道路交通に関する法令並びに運行管理の業務に関すること	道路運送法、運輸規則、道路運送車両法、自動車事故報告規則その他関連する政令、省令、告示及び通達、運行管理者制度の趣旨及び内容並びに運行管理者の日常業務	二時間
		自動車事故防止のために必要な自動車運転者の指導及び監督に関すること	速度違反の防止等自動車事故防止のために特に必要な運輸規則に基づく指導監督指針による運転者の指導及び監督の内容及び手法	一時間
		自動車事故に係る生理的及び心理的な要因に関すること	飲酒、疲労、疾病等の要因が生理及び心理に及ぼす影響を踏まえた事故防止に関すること	二時間
		適性診断の結果の運行管理の業務への活用に関すること	事例を用いた適性診断の結果の評価方法及び活用方法	二時間
		事故事例の分析に基づく運行管理上の要因の発見及び事故防止対策の立案に関すること	事故事例の分析に基づく運行管理上の要因の発見及び事故防止対策の立案の手法等	二時間